

広島県水防計画の修正について

1 要旨

広島県水防計画について、令和7年5月14日（水）に開催予定の広島県水防協議会の審議を経て、必要な事項の修正を行う。

2 現状・背景

広島県水防計画は、水防法に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際して、水防管理団体(市町)が行う水防活動が十分に行われることを目的として定めている。

毎年度、計画に関連する事項について変更等があった場合、広島県水防協議会の承認を得て修正を行っている。

3 概要

(1) 計画期間

—

(2) 修正に当たっての考え方

河川における基準水位の修正等を踏まえ、所要の修正を行う。

(3) 主な修正箇所

ア 水位の観測、通報及び公表に関する変更

基準水位を設定している県管理河川のうち、一級河川芦田川水系御調川及び二級河川沼田川水系入野川について、護岸嵩上げ工事の実施などに伴い基準水位を変更する。

河川名	水位観測所		基準水位 (単位:m)				(危険箇所)	変更理由
			氾濫危険水位	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位		
御調川	丸門田	変更前	2.55	2.35	2.35	—	12k890	護岸嵩上げ工事の実施に伴う基準水位の変更
		変更後	4.45	4.20	2.35	—	12k400	
入野川	失平	変更前	2.35	1.80	1.75	—	3k940	土地利用状況の変化に伴う基準水位の変更
		変更後	3.00	2.60	1.75	—	3k940	

※一級河川江の川水系板木川について、河川改修工事の完了に伴い危険箇所を変更する（基準水位は変更なし）。

イ 河川監視カメラの設置拡充

洪水時における河川の状況を画像として提供できる「河川監視カメラ」を令和5年度までに123箇所設置を完了している。

河川防災情報のさらなる充実・強化を図るため、令和7年度までに新たに91箇所の設置計画を作成しており、令和6年度までに57箇所の運用を開始した。

ウ その他の主な修正箇所

【 項 目 】	【 修 正 内 容 】
別表第3 水防管理団体一覧表	消防団員数の異動
別表第6 重要水防箇所及び対策表等	重要水防箇所の修正
別表第7 水防活動の利用に適合する予報及び警報	発表基準の文言修正
別表第22 津波に関する水防警報	発表基準の修正
別表第23 水位観測所・危機管理型水位計・河川監視カメラ一覧	基準水位等の変更
別表第24 潮位、風向・風速観測所、海岸カメラ一覧表	海岸カメラの増設
別表第26 県内主要ダム概要	諸元の修正
別表第28 水防施設・備蓄資材一覧表	備蓄資材・水防車両の更新等
別表第8、11、14、17、27	組織名称・連絡先の修正

(4) 根拠法令

水防法第7条第1項

4 参考

令和6年度広島県水防計画について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/suiboukeikaku.html>